各都道府県(方面)公安委員会委員長 殿 各 都 道 府 県 警 察 の 長 (参考送付先)

庁内各局部課長各附属機関の長を地方機関の長

原議保存期間5年(令和7年3月31日まで)有 効 期 間一種(令和7年3月31日まで)

警察庁丙備企発第129号、丙人発第69号令和2年3月27日警察庁警備局長警察庁長官房房長

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則の運用について(通達) 警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則(平成26年国家公安委員会 規則第12号)は、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「法」とい う。)の適正な運用を図るため、警察庁長官並びに警視総監及び道府県警察本部長(以下 「警察本部長」という。)に対し、特定秘密の保護の実施の状況等について、国家公安委 員会及び都道府県公安委員会に対する報告を義務付けているところ、同規則の運用につい ては、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則の制定について(通達)」(平成26年12月8日付け警察庁丙備企発第108号ほか)については、廃止する。

記

1 報告事項

(1) 指定及び解除の状況の報告

警察庁長官は、指定をした特定秘密の件数、指定の有効期間の延長をした件数及び 指定を解除した件数その他の必要な事項を報告するものとする。

(2) 保護措置の実施の状況の報告

警察庁長官は、特定秘密である、又は特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。以下同じ。)を廃棄した件数及び警察庁における特定秘密の保護に関する訓令(平成26年警察庁訓令第8号)第39条及び第44条に規定する検査の結果その他の必要な事項を、警察本部長は、特定秘密である、又は特定秘密であった情報を記録する当該都道府県警察における行政文書ファイル等に相当するものを廃棄した件数、特定秘密の保護に関する要綱(平成26年12月8日付け乙備発第17号等別添2)第33に規定する検査の結果その他の必要な事項を報告するものとする。

(3) その他措置の実施の状況の報告

警察庁長官及び警察本部長は、適性評価に関し、その実施した件数、評価対象者が その実施について同意をしなかった件数、苦情の件数及び改善事例を報告するほか、 特定秘密の提供の状況その他の必要な事項を報告するものとする。

2 臨時の報告

第5条に基づき、国家公安委員会又は都道府県公安委員会から、第2条から第4条までに規定する状況について報告を求められたときは、警察庁長官又は警察本部長は、速やかに、当該状況について報告すること。

3 その他の留意事項

報告に係る事務を行うに当たっては、不必要な者に特定秘密を取り扱わせないなど、十分な保護措置を講じること。